

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 1 月 21 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第56条を次のように改める。

（検査）

第56条 管理者は、法施行令第22条の 4 第 1 項の規定に基づき毎年度 1 回以上、出納機関等の定期検査を行うものとする。

2 管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、臨時に検査をしなければならない。

第101条第 1 項中「有形固定資産（水道事業の用に供する機械および装置ならびに車両運搬具を除く。）および無形固定資産については定額法、水道事業の用に供する機械および装置ならびに車両運搬具については定率法によって行ない」を「定額法によって行い」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第101条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行し、令和 6 年度の減価償却から適用する。